

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器内で作業を行っていた協力企業作業員（1名）が、体調不良を訴えたことから、救急車を要請し病院へ搬送し、診察を受けた結果、「熱中症、脱水」と診断された。 今後も熱中症・脱水症の予防対策として、作業前に体調確認を行い、適度な水分補給、休憩時間の確保を心掛けるよう、引続き周知するとともに、必要に応じて作業環境の改善に努める。 尚、当該作業員の身体に放射性物質の付着はなかった。	GⅡ	6月22日公表済 (PDF96KB)

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	発生日
1	1号機	原子炉再循環ポンプ用電源装置総合機能検査の実施に際し、検査に関する助勢業務の契約仕様書に記載されていた検査件名「原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置検査（E1）」とは異なる件名の検査助勢業務を指示して実施させてしまったため、契約内容の変更及び対応検討	GⅡ	
2	1号機	タービン主蒸気止め弁インターロック空気切替弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
3	2号機	プラント停止時の原子炉格納容器内点検時、ドライウエル地下（堰内）にて水溜まり（2箇所、合計約4リットル、放射能あり）が認められたため、対応検討	GⅢ	
4	2号機	原子炉格納容器内の圧力抑制室ベント管内の異物確認作業において、ベント管ドレン配管に詰まり及び水溜り（約125リットル）が認められたため、当該部を点検・清掃及び原因究明	GⅢ	
5	2号機	原子炉格納容器内の圧力抑制室ベント管内の確認作業において、ベント管下流側の圧力抑制プール水面に浮遊物（テープ片らしきもの）を発見したため、当該浮遊物を回収	GⅢ	
6	2号機	プラント停止時の原子炉格納容器内点検時、主蒸気逃し安全弁漏えい検出系温度検出器のフレキシブル電線管コネクタ部の外れが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
7	2号機	タービン建屋換気空調系バッテリー室空調ダクトのドレン配管より結露水のリーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	GⅢ	
8	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ用シール水ポンプ（A）のメカニカルシール部より水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
9	3号機	廃棄物処理建屋1階の燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器用ろ過材保持ポンプ廻りに水溜まり（約250cc、放射能あり）が認められたため、当該部を点検・清掃	GⅢ	
10	4号機	所内蒸気ドレン移送系ポンプ（C）の軸受油レベル計下部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	発生日
11	5号機	所内ボイラ停止時保管用窒素ガス供給系の窒素ガスシャ断弁グランド部より窒素ガスのリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・調整	GⅢ	
12	6号機	補助ボイラ室に敷設されている所内蒸気系配管のオリフィス取付フランジ部より水のリーク（約20cc、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	